改正後

（略）

二　入園料

1　一日入園料（四月二十日から十一月十日までの期間）

㈠　一般入園料

イ　十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき一回四百五十円（四月二十日から五月三十一日まで及び九月一日から十一月十日までの期間において午後五時以降に天文台を利用する者及び六月一日から八月三十一日までの期間において午後六時以降に天文台を利用する者にあっては、百円）

ロ　六十五歳以上の者　一人につき一回二百十円（四月二十日から五月三十一日まで及び九月一日から十一月十日までの期間において午後五時以降に天文台を利用する者及び六月一日から八月三十一日までの期間において午後六時以降に天文台を利用する者にあっては、百円）

（削る）

㈡　団体（小学生以上の者二十人以上）入園料

イ　十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき一回二百九十円（四月二十日から五月三十一日まで及び九月一日から十一月十日までの期間において午後五時以降に天文台を利用する者及び六月一日から八月三十一日までの期間において午後六時以降に天文台を利用する者にあっては、百円）

ロ　六十五歳以上の者　一人につき一回二百十円（四月二十日から五月三十一日まで及び九月一日から十一月十日までの期間において午後五時以降に天文台を利用する者及び六月一日から八月三十一日までの期間において午後六時以降に天文台を利用する者にあっては、百円）

（削る）

（削る）

2　二日間通し入園料（四月二十日から十一月十日までの期間）

㈠　一般入園料

イ　十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき一回五百円

ロ　六十五歳以上の者　一人につき一回二百五十円

㈡　団体（小学生以上の者二十人以上）入園料

イ　十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき一回三百五十円

ロ　六十五歳以上の者　一人につき一回二百五十円

改正前

（略）

二　入園料

1　四月二十日から十一月十日までの期間における入園料は、次のとおりとする。

㈠　一般入園料

(イ)　十五歳以上六十五歳未満の者（(ハ)に掲げる者を除く。）　一人につき一回四百十円（四月二十日から五月三十一日まで及び九月一日から十一月十日までの期間において午後五時以降に天文台を利用する者及び六月一日から八月三十一日までの期間において午後六時以降に天文台を利用する者にあっては、百円）

(ロ)　六十五歳以上の者　一人につき一回二百十円（四月二十日から五月三十一日まで及び九月一日から十一月十日までの期間において午後五時以降に天文台を利用する者及び六月一日から八月三十一日までの期間において午後六時以降に天文台を利用する者にあっては、百円）

(ハ)　小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者　一人につき一回八十円（四月二十日から五月三十一日まで及び九月一日から十一月十日までの期間において午後五時以降に天文台を利用する者及び六月一日から八月三十一日までの期間において午後六時以降に天文台を利用する者にあっては、五十円）

㈡　団体（小学生以上の者二十人以上）入園料

(イ)　十五歳以上六十五歳未満の者（(ハ)に掲げる者を除く。）　一人につき一回二百九十円（四月二十日から五月三十一日まで及び九月一日から十一月十日までの期間において午後五時以降に天文台を利用する者及び六月一日から八月三十一日までの期間において午後六時以降に天文台を利用する者にあっては、百円）

(ロ)　六十五歳以上の者　一人につき一回二百十円（四月二十日から五月三十一日まで及び九月一日から十一月十日までの期間において午後五時以降に天文台を利用する者及び六月一日から八月三十一日までの期間において午後六時以降に天文台を利用する者にあっては、百円）

(ハ)　小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者　一人につき一回五十円

㈢　年間入園料

(イ)　十五歳以上六十五歳未満の者（(ハ)に掲げる者を除く。）　一人につき一年間二千六百円

(ロ)　六十五歳以上の者　一人につき一年間千三百円

(ハ)　小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者　一人につき一年間五百円

（新設）